

# 岐阜県公報

## 目 次

### 告 示

- 輪之内町の区域内の字の区域変更 (市 町 村 課) 三六七<sup>ページ</sup>
- 保安林に指定する予定である旨の通知 (治 山 課) 三六八
- 保安林の指定 (揖斐農林事務所) 三六八
- 道路の区域変更 (道 路 維 持 課) 三六八
- 道路の供用開始 (同) 三六九

### 公 示

- 県営土地改良事業計画の決定 (農 地 計 画 課) 三六九
  - 土地改良区役員の退任及び就任 (揖斐農林事務所) 三七〇
  - 同 (中 濃 農 林 事 務 所) 三七一
  - 同 (可 茂 農 林 事 務 所) 三七二
  - 土地改良区の定款の変更認可 (同) 三七三
- 正 誤**
- 開発行為の工事の完了中訂正 (法 務 ・ 情 報 公 開 課) 三七三
  - 保安林に指定する予定である旨の通知中訂正 (同) 三七三

## 告 示

### 岐阜県告示第三百二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、輪之内町の区域内の字の区域を変更した旨輪之内町長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
本戸字河戸	本戸字村北の一部
本戸字村北	本戸字村西の一部、字河戸の一部、里字本戸西の一部
本戸字村東	本戸字村北の一部、字村下の一部
本戸字村西	本戸字村東の一部、字村下の一部、里字本戸西の一部、字中将の一部
里字本戸西	本戸字村西の一部
里字大瀬町	里字本戸西の一部
里字中将	里字大瀬町の一部、本戸字村下の一部
南波字村上	里字本戸西の一部

第 二 千 百 四 十 八 号  
 平 成 二 十 二 年 五 月 十 八 日

(火曜日)

この処分は、県営土地改良事業（輪之内本戸地区）に係る換地処分の公告のあった日の翌日から効力を生ずる。

平成二十二年五月十八日

岐阜県知事 古田肇

一 掲示場

県庁及び輪之内町役場

二 掲示物

字界変更調書 その他必要な書類

三 掲示期間

平成二十二年五月十八日から

同 年六月八日まで

岐阜県告示第三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年五月十八日

岐阜県知事 古田肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町那比字横谷六五八七の一三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十二年五月十八日

岐阜県知事 古田肇

一 保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町坂内広瀬字箴掛三八三三、三八三四の五

二 指定の目的

なだれの危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県揖斐農林事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年五月十八日から二週間岐阜県国土整備部道路維

持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域の更 変(人員 別)		敷地の幅 延(メー ト長)		備 考
岐 阜 濃 線		岐 阜 濃 線		岐 阜 市 大 字 長 良 古 津 字 小 島 山 九 一 九 番 一 の 一 の 一 地 先 地 内		後	前	後	前	
						一四・〇 三・〇	二・五 二六・〇	三三・〇	三三・〇	

岐阜県告示第三百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年五月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		延(メー ト長)		供用開始 の 期 日		(備 考)	
岐 阜 濃 線		岐 阜 濃 線		岐 阜 市 大 字 長 良 古 津 字 小 島 山 九 一 九 番 一 の 一 の 一 地 先 地 内		二二・三 一・〇	三三・五 二六	三三・五 二六	三三・五 二六	三三・五 二六	

岐阜県告示第三百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年五月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域の更 変(人員 別)		敷地の幅 延(メー ト長)		備 考
大 垣 野 線		大 垣 野 線		安 八 郡 神 戸 町 大 字 下 宮 字 村 内 一 五 〇 番 一 地 先 地 内		後	前	後	前	
						一〇・二 一〇・三	八・〇 一〇・三	二〇・〇	二〇・〇	

公 示

○県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
田島地区	下呂市金山振興事務所 前掲示場	平成二二・五・一八から 六・一五まで

○県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の  
 県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の  
 写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年五月十八日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
撫尾新地区	御嵩町役場掲示場	平成二二・五・一八から 六・一五まで

○土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の  
 とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規  
 定により公示する。

平成二十二年五月十八日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住所
揖斐川町 土地改良区	平成 二三・三・三	理事	宗宮 孝生	揖斐郡揖斐川町房島一三二六番地一
同	同	同	宮川 博	北方一九四一番地一の二
同	同	同	清水 清隆	上南方一七〇七番地二

就任した役員

土地改良区	就任年月日	役名	氏名	住所
揖斐川町 土地改良区	平成 二三・四・二	理事	宗宮 孝生	揖斐郡揖斐川町房島一三二六番地一
同	同	同	宮川 博	北方一九四一番地一の二
同	同	同	清水 清隆	上南方一七〇七番地二
同	同	同	窪田 義幸	小島 四一五番地三

同	窪田 義幸	同	小島 四一五番地三
同	森 悦郎	同	瑞岩寺一八〇番地一
同	梅村 繁二	同	市場一四〇九番地一
同	立木 登	同	和田 二六四番地一
同	大岩 一彌	同	上野一六九三番地一
同	林 綾男	同	若松 二〇七番地
同	瀬川 堯之	同	白檜 三三五番地
同	高橋 典男	同	胫永 一〇九六番地
同	河合 良武	同	黒田 三八二番地一
同	田中 良幸	同	胫永 二七三番地
同	中村 正美	同	下岡島一八三番地三
同	河村 平	同	粕ヶ原二三三六番地
同	野田 博	同	揖斐郡揖斐川町北方一一七一番地一
同	野田 博	同	小島 一四三八番地一
同	高橋 邦明	同	胫永 五八六番地一
同	安藤 稔	同	若松 二七九番地
同	安藤 龍太郎	同	

退任した役員

平成二十二年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

○土地改良区役員の新任及び就任

同	森悦郎	同	瑞岩寺一八〇番地一
同	梅村繁二	同	市場一四〇九番地一
同	立木登	同	和田二六四番地一
同	水野忠義	同	上野二二四四番地二
同	高橋邦明	同	小島一四三八番地一
同	瀬川堯之	同	白檜 三三五番地
同	高橋典男	同	胫永 一〇九六番地
同	橋本洋	同	下岡島 一〇七番地
同	田中良幸	同	胫永 二七三番地
同	河村平	揖斐郡池田町	粕ヶ原二二三六番地
同	林綾男	同	揖斐川町若松 二〇七番地
監事	野田博	揖斐郡揖斐川町北方一	一七一番地一
同	松久行雄	同	新宮 五番地一
同	安藤稔	同	胫永 五八六番地一
同	安藤龍太郎	同	若松 二七九番地

土地改良区	曾代用水	平成 三・三・二六	土地改良 三・三・二六	改区名	年月日	役名	氏名	住	所
同	同	同	同	瑞岩寺一八〇番地一	同	理事	三輪一誠	関市	下有知 四六五番地一の一
同	同	同	同	市場一四〇九番地一	同	同	八代治郎	同	四八五番地
同	同	同	同	和田二六四番地一	同	同	山口幸治	同	三五八番地
同	同	同	同	上野二二四四番地二	同	同	河村幸三	同	一二二番地一
同	同	同	同	小島一四三八番地一	同	同	平田貞	同	三三七九番地一
同	同	同	同	白檜 三三五番地	同	同	平田武夫	同	三一四八番地
同	同	同	同	胫永 一〇九六番地	同	同	山田安彦	同	六六三八番地二
同	同	同	同	下岡島 一〇七番地	同	同	山田賢一	関市	東志摩 四四〇番地一
同	同	同	同	胫永 二七三番地	同	同	松並稔	美濃市	松森 六九〇番地五
同	同	同	同	粕ヶ原二二三六番地	同	同	古田隆久	同	三八九番地一
同	同	同	同	揖斐川町若松 二〇七番地	同	同	平田喜久夫	美濃市	生櫛 一三七四番地
同	同	同	同	揖斐郡揖斐川町北方一 一七一番地一	同	同	柴山啓三	関市	巾 二丁目九番地
同	同	同	同	新宮 五番地一	同	同	安田肇	同	春日町 三丁目一八番地
同	同	同	同	胫永 五八六番地一	同	同	小川治快	同	河合町 二二番地四
同	同	同	同	若松 二七九番地	同	同	尾関二郎	関市	小瀬 三五八番地一
同	同	同	同		同	同	古田榮一	同	一八八番地一
同	同	同	同		同	同	多田政由	同	八八九番地二
同	同	同	同		同	同	古川敏明	関市	小屋名 二二二番地二
同	同	同	同		同	同	酒井正春	同	九九三番地一
同	同	同	同		同	同	長沼吉代	関市	吉野町 七番地六
同	同	同	同		同	同	山下登	同	黒屋 三五五四番地

就任した役員	土地改良区	曾代用水	平成	年月日	役員氏名	住	所
同	同	同	同	同	山口三代治	美濃市	二五七八番地二
同	同	同	同	同	監事 松田幸彦	関市	三四二五番地
同	同	同	同	同	同 山中誠二	美濃市	六八番地二
同	同	同	同	同	同 清水哲夫	関市	八七六番地
同	同	同	同	同	同 足立文男	同	三八二番地一
同	同	同	同	同	同 亀山利秋	同	一六三番地
同	同	同	同	同	同 林守	東門前町	二七番地
同	同	同	同	同	理事 各務貴夫	関市	三八八七番地一の一
同	同	同	同	同	同 八代治郎	同	四八五番地
同	同	同	同	同	同 篠田洋	同	三五四三番地
同	同	同	同	同	同 平田忠彦	同	三四五四番地一
同	同	同	同	同	同 松田洋一	同	三二〇九番地
同	同	同	同	同	同 河合秀樹	同	一八五八番地
同	同	同	同	同	同 山田安彦	同	六六三八番地二
同	同	同	同	同	同 小林恒夫	関市	四六六番地
同	同	同	同	同	同 松並稔	美濃市	六九〇番地五
同	同	同	同	同	同 古田一臣	同	五一四番地一
同	同	同	同	同	同 西部守弘	美濃市	一二三五番地
同	同	同	同	同	同 柴山啓三	関市	二丁目九番地
同	同	同	同	同	同 安田肇	春日町	三丁目一八番地

○土地改良区役員の新任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十二年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

同	同	同	同	同	小川治快	同	河合町	二二番地四
同	同	同	同	同	同 杉山徳成	関市	小瀬	二四三番地
同	同	同	同	同	同 足立武士	同	同	二九四番地一
同	同	同	同	同	同 多田憲明	同	同	二七四七番地三
同	同	同	同	同	同 古川一之	関市	小屋名	一〇三三番地五
同	同	同	同	同	同 酒井正春	同	同	九九三番地一
同	同	同	同	同	同 西村高行	関市	吉野町	四番二四号
同	同	同	同	同	同 鵜飼富男	同	黒屋	七三九番地一
同	同	同	同	同	同 山口利雄	美濃市	同	一一九〇番地
同	同	同	同	同	同 平田一一	関市	下有知	三三二〇番地一
同	同	同	同	同	同 内藤一光	美濃市	志摩	一三四番地一
同	同	同	同	同	同 清水哲夫	関市	倉知	八七六番地
同	同	同	同	同	同 多田一成	同	小瀬	一六六六番地
同	同	同	同	同	同 亀山利秋	同	小屋名	一六三番地
同	同	同	同	同	同 林功	同	西町	四六番地

土地改良区 退任 役名 氏 名 住 所  
 改良区名 年月日  
 東白川村 平成 理事 今井悦夫 加茂郡東白川村五加八七〇番地一の二  
 土地改良 三三・三二九 区

就任した役員  
 土地改良区名 年月日 役名 氏 名 住 所  
 東白川村 平成 理事 栗本重秋 加茂郡東白川村五加 三三七番地  
 土地改良 三三・四一 区

○土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年五月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
東 白 川 村 土 地 改 良 区	平 成 二 二 ・ 五 ・ 一 八

○正 誤

(校正誤り)

平成二十二年四月十六日第二千四百四十号 開発行為の工事の完了三〇九頁の表中「弥富町」は、「弥富市」の誤り。

(校正誤り)

平成二十二年四月二十三日第二千四百四十二号 保安林に指定する予定である旨の通知

(岐阜県告示第二百九十九号) 三二七頁下段後から五行目中「(一)」は「(二)」の、三二八頁上段前から一行目中「(一)」は「(二)」の誤り。

(校正誤り)

平成二十二年四月二十三日第二千四百四十二号 保安林に指定する予定である旨の通知 (岐阜県告示第三百号) 三一八頁上段後から八行目中「(一)」は「(二)」の、同頁下段前から六行目中「(一)」は「(二)」の誤り。

(校正誤り)

平成二十二年四月二十三日第二千四百四十二号 保安林に指定する予定である旨の通知 (岐阜県告示第三百一号) 三一八頁下段後から六行目中「(一)」は「(二)」の、同段後から一行目中「(一)」は「(二)」の誤り。

(校正誤り)

平成二十二年四月二十三日第二千四百四十二号 保安林に指定する予定である旨の通知 (岐阜県告示第三百二号) 三一九頁上段後から十二行目中「(一)」は「(二)」の、同段後から七行目中「(一)」は「(二)」の誤り。

平成二十二年五月十八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター